

正職員（事務・図書職員）への登用（案）

1. 現状等

本学には、約2,500人（平成18年8月1日現在）の准職員、時間雇用職員（以下「准職員等」という。）が在職している。これらの准職員等は、研究補助、医療補助、事務補助及び秘書業務に従事している。

なお、准職員等から正職員への登用（採用）の現状は次のとおりである。

- (1) **研究補助** 既に助手等へ採用されている
- (2) **医療補助** 既に助手、医療技術職員、看護師（任期なし）等へ採用されている
- (3) **事務補助、秘書業務** 正職員（事務・図書職員）に採用されることは、基本的に不可能となっている

（事務・図書職員は、原則、国立大学法人採用試験（以下「法人試験」という。）の合格者から採用している）

2. 准職員等から正職員（事務・図書職員）への登用（目的）

- (1) 法人化が求める自主的・自律的な大学運営の確立、教育研究の高度化、新たに強化すべき業務の増加などにより、事務組織において有能な人材を多様なルートを通じて確保することが求められている。
- (2) このため、これまで法人試験を基本としつつ、国際交流や産学連携などの分野で専門的な知識・経験を持つ者を選考採用してきたところである。
- (3) 今後、有能な人材を広く確保する方策の一つとして、学内の優秀な准職員等を正職員として雇用し、その能力を発揮する道を開くことが有効である。このことにより准職員等の意識の向上や活性化も期待できる。
- (4) このため、本学の准職員等を対象に、次のような内容で大学独自の登用試験（以下「登用試験」という。）を実施する。

3. 登用の方法等

准職員等から正職員（事務・図書職員）への登用については、筆記・人物（面接）試験のほか勤務成績（実績）を考慮し、実施する。

なお、本学における職員の採用は、公開平等の競争試験として法人試験を実施している。本学独自の登用試験から採用された者も、雇用後の職務や処遇は法人試験から採用された者と同等とすることが適当であり、このためには、選考のための能力実証のプロセスを別にするのではなく、第1次試験（筆記試験）、第2次試験（人物試験）ともに、原則として法人試験と同様のプロセスを経ることとする。

(1) 試験区分

- 1) 事務
- 2) 図書

(2) 選考方法

1) 第1次試験

教養試験（法人試験の第1次試験と同様の試験）

〔 教養試験は、基礎学力や思考力など職員として必要な教養をみるものであり、必ずしも法人試験で選考された者（いわゆる大卒程度）と同等の水準を求めるものではない。 〕

2) 第2次試験

① 人物（面接）試験

（図書：第2次専門試験を実施する。）

② 准職員等時の勤務成績（評価）

(3) 受験資格

1) 東北大学に准職員等として1年以上勤務した者（第1次試験時）

2) 准職員又は所定の勤務時間が週30時間の時間雇用職員で、法人試験の受験資格年齢を超えた者で、満30歳から満59歳までの者

(4) 採用予定数

若干名

〔 登用試験による採用の定員枠は用意せず、その年度に採用を予定している総枠の中から、試験の成績に応じて採用する。 〕

(5) 導入のスケジュール

法人試験と同様のスケジュールとする。（例：平成19年度）

① 受験申込受付：平成19年4月上旬

② 第1次試験：平成19年5月中旬

③ （合否判定：法人試験の実施委員会に相当するもの）

④ 第1次試験合格発表：平成19年6月下旬

⑤ 第2次試験：平成19年7月～

⑥ 採用予定日：平成20年4月1日

4. その他

(1) 登用試験から採用された職員の採用後の配置は、法人試験から採用になった職員と同様の取扱いとすることから、准職員等の所属部局に配属されるものではない。

(2) 准職員等から正職員の登用については、職員組合からも要望されている。

(3) 職務分野の特質に応じ、高度の技能・技術及び知識を必要とする業務に従事させる人材を確保する必要がある場合には、法人試験及び登用試験によらずに、別途選考試験を実施する。